

## 答 申 書

(答申第25号)

平成12年4月21日

### 1 審査会の結論

幌延町における深地層の研究所に関わる計画に関連して、道と科学技術庁、核燃料サイクル開発機構（旧動力炉・核燃料開発事業団）及び道内の諸団体との協議に係る文書中の別紙1に掲げる非開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、核燃料サイクル開発機構が幌延町に立地を予定している深地層の研究所に関わる計画（以下「深地層研究所計画」という。）に関連して、北海道（以下「道」という。）と科学技術庁及び核燃料サイクル開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成10年法律第62号）による改正前の動力炉・核燃料開発事業団を含む。）（以下「科学技術庁等」という。）並びに道内の諸団体との間における協議の内容を、道の担当者が記録した復命書、報告書及び電話（口頭）受処理簿である。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書のうち別紙1に掲げる部分が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第5号に規定する非開示情報（以下「5号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

#### (3) 5号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第5号は、道と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるものを非開示情報と定めている。

イ 本件公文書のうち別紙1に掲げる文書（以下「本件一部開示文書」という。）には、深地層研究所計画をめぐる道と科学技術庁等との協議（以下「本件協議」という。）の内容が記録されているが、本件協議は公開の場で行われているものではなく、また、内容も公開しない前提の下で行われていることから、本件一部開示文書には非公開を前提として提供された秘匿すべき情報が含まれているといえる。また、このうち科学技術庁等から提供を受けた情報は、道の担当者が科学技術庁等の協議出席者に確認を行わず、一方的にかつその要旨を記録したものであり、本件協議で実際に発言した内

容と本件一部開示文書に記録されている内容とが正確に一致しているとはいえないことを考慮すれば、実施機関が本件一部開示文書を一方的に開示することは、科学技術庁等との間の信頼関係を損ない、今後も継続して行われる科学技術庁等との協議において道への情報提供が行われなかったり、円滑な意見交換ができなくなるなど調整に困難を来し、将来、道が深地層研究所計画に関する事務を執行していく上で著しい支障が生じる可能性は高いものと認められる。

ウ しかしながら、本件一部開示文書の中には、(1)既に報道等で公になっていたり、公開の協議の場で述べられている情報を説明又は引用しているもの、(2)協議時点での処理経過やスケジュール案、事務手続きを述べているが既に終了しており、公にしてもなんら支障のないもの、(3)単に一般的な事柄や現況を述べており、公にしてもなんら支障のないものが含まれており、このような情報は秘匿すべき情報とはいえないことから、開示することにより、道と科学技術庁等との協力関係が著しく損なわれ、当該協議に係る事務の適正な執行に支障が生じるとまでは認められず、5号情報に該当しないと考えられる。

エ ウで述べた考え方にに基づき、本件処分で非開示とした別紙1に掲げる部分を検討したところ、当該部分のうち、別紙2の1の(1)のア～ウに掲げる部分については、原子力長期計画や予算に関する一般論や公になっても支障がない情報を述べており、また、別紙2の7に掲げる部分については、地元や道の状況であり、公になっても支障のない情報を述べていることから、それぞれウの(3)の情報に該当し、別紙2の1の(1)のエ～カ及び(2)、2、3、4並びに5に掲げる部分については、道や科学技術庁等の協議出席者や担当者が、深地層研究所計画に係る補助金や原子力長期計画の扱い等についての処理経過や、協議時点でのスケジュール案又は予定している事務手続きを述べており、それらは既に終了しており、公になっても支障がないと認められることから、それぞれウの(2)の情報に該当すると考えられる。また、別紙2の6に掲げる部分については、ITER（国際熱核融合実験炉）計画に係る科学技術庁と道の協議内容であり、この情報は既に報道等で公になっていることからウの(1)に該当すると考えられる。

このことからすれば、別紙2に掲げる部分に記録されている情報は5号情報に該当しないが、その余の部分に記録されている情報は5号情報に該当するものと判断する。

オ また、条例第10条第2項は、開示請求に係る公文書に、非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨定めている。

カ 別紙1に掲げる非開示部分については、エで5号情報に該当しないと判断した別紙2に掲げる部分とを、容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できることが認められる。

キ 以上のことからすれば、別紙1に掲げる非開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分に非開示としたことは妥当であると判断する。

#### (4) 条例第11条の該当性について

ア 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であって

も、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

イ 異議申立人は、幌延町への放射性廃棄物関連施設の立地問題は、北海道の環境や道民の生命・健康に深刻な影響を与えるおそれのあることなどから、10数年間にわたって道政の重要課題になっており、この問題に関する情報開示は公益性がきわめて大きく、本件処分は条例第11条に違反する決定である旨主張する。

しかしながら、実施機関の説明によれば、実施機関は、深地層研究所計画に関し、放射性廃棄物を持ち込ませないことを前提に本件協議を進めている中で、平成10年12月15日付けで実施機関から科学技術庁等に照会したところ、同月18日付けで、科学技術庁からは、「北海道知事をはじめとする地元が中間貯蔵施設及び処分場を受け入れない意思を表明されているもとでは、北海道内が高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設及び処分場の立地場所になることはないものであります。」という回答が、核燃料サイクル開発機構からは、「研究実施区域に、研究期間中はもとより終了後においても、放射性廃棄物を持ち込まないし、使用することはありません。また、当該区域を将来とも放射性廃棄物の処分場にすることはありません。」という回答がそれぞれ示されている。そうであれば、本件協議は、これらの回答以前になされているものであるから、その内容が記録されている別紙1に掲げる非開示部分のうち(3)で5号情報に該当すると判断した部分を開示することが、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があるとまでは認められない。

以上のことから結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 3 月 5 日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 3 月 11 日 (第10回審査会)	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第二部会に付託
平成11年 4 月 13 日 (審査会第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人からの意見陳述 ○ 審議
平成11年 5 月 10 日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年 6 月 8 日	○ 審議

(審査会第二部会)	
平成11年6月29日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年7月13日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年8月10日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年9月21日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年10月19日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年11月8日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年11月29日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年12月6日 (第19回審査会)	○ 審議
平成11年12月13日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年12月20日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年12月27日 (第20回審査会)	○ 審議
平成12年1月11日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成12年1月17日 (第21回審査会)	○ 審議

平成12年 2 月21日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成12年 3 月24日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成12年 4 月10日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成12年 4 月17日 (第24回審査会)	○ 答申案審議
平成12年 4 月21日	○ 答申

別紙 1

本 件 処 分 に お け る 非 開 示 部 分

番号	対象公文書	5号情報に該当しない部分
(1)	復命書 (復命年月日 平成9年12月26日)	科学技術庁及び動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）と道との意見交換の内容のすべて
(2)	復命書 (復命年月日 平成10年1月23日)	科学技術庁及び動燃と道との意見交換の内容のすべて
(3)	復命書 (復命年月日 平成10年2月12日)	科学技術庁及び動燃と道との意見交換の内容のすべて
(4)	復命書 (復命年月日 平成10年3月5日)	科学技術庁と道との意見交換結果の内容のすべて
(5)	復命書 (復命年月日 平成10年5月15日)	科学技術庁と道との意見交換の内容の一部
(6)	電話（口頭）受理処理簿 (受理年月日 平成10年5月22日)	科学技術庁と道との電話応答の内容のすべて
(7)	復命書 (復命年月日 平成10年5月25日)	科学技術庁と道との打ち合わせの内容の一部
(8)	電話（口頭）受理処理簿 (受理年月日 平成10年5月28日)	科学技術庁と道との電話応答の内容の一部
(9)	電話（口頭）受理処理簿 (受理年月日 平成10年6月1日)	科学技術庁と道との電話応答の内容のすべて
(10)	復命書 (復命年月日 平成10年7月3日)	科学技術庁と道との打ち合わせの内容の一部（28団体からの質問事項に対する回答状況の一部を除いたもの。）
(11)	復命書 (復命年月日 平成10年11月12日)	科学技術庁と道との打ち合わせの内容の一部（平成10年11月11日の打ち合わせの一部を除いたもの。） サイクル機構からの再申入れに向けた当面の段取り（案）

## 別紙 2

本件公文書に記録されている情報のうち 5 号情報に該当しない部分

番号	対象公文書	5 号情報に該当しない部分
1	別紙 1 の(3)	(1) 1998. 2. 10 14:00～14:40の意見交換の要旨のうち ア 1 枚目 2 回目の今村審議官発言の 3 行目最初から 4 行目 6 文字目までの二文 イ 1 枚目 2 回目の今村審議官発言の 5 行目最初の一文 ウ 1 枚目 2 回目の山口経済部長発言の全文 エ 2 枚目 1 回目の今村審議官発言の全文 オ 2 枚目 1 回目の山口経済部長発言の全文 カ 2 枚目の近藤課長発言の全文 (2) 1998. 2. 10 15:00～16:00の意見交換の要旨のうち ア 1 枚目 1 回目の有本廃棄物政策課長発言の全文 イ 1 枚目 1 回目の山口経済部長発言の全文 ウ 1 枚目 4 回目の有本廃棄物政策課長発言の全文
2	別紙 1 の(5)	平成10年 5 月 11 日 16:00～18:00の打ち合わせの要旨のうち ア 2 枚目 7 行目から 9 行目の全文 イ 2 枚目 3 0 行目から 3 1 行目の全文
3	別紙 1 の(6)	要旨のうち ア 板谷氏発言の全文 イ 玉井氏発言のうち最初の 5 行の全文
4	別紙 1 の(8)	要旨のうち ・ 8 行目から 1 1 行目 2 8 文字目までの全文
5	別紙 1 の(9)	要旨のうち ア 1 回目の板谷氏発言の全文 イ 1 回目の玉井氏発言の全文 ウ 2 回目の板谷氏発言の全文 エ 2 回目の玉井氏発言の全文
6	別紙 1 の(10)	平成10年 7 月 2 日 9:45～9:55の打ち合わせの内容のうち ・ 1 頁の非開示とした部分の全部
7	別紙 1 の(11)	平成10年 11 月 11 日 10:00～の打ち合わせの内容のうち ア 1 回目の今村審議官発言のうち非開示とした部分の全部 イ 1 回目の真田副知事発言のうち非開示とした部分の全部